

半 期 報 告 書

(第81期中) 自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 9 月 30 日

株式会社商工組合中央金庫

(E21951)

第81期中（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社商工組合中央金庫

目 次

頁

第81期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	27
3 【対処すべき課題】	27
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	29
1 【主要な設備の状況】	29
2 【設備の新設、除却等の計画】	29
第4 【提出会社の状況】	30
1 【株式等の状況】	30
2 【株価の推移】	32
3 【役員等の状況】	32
第5 【経理の状況】	33
1 【中間連結財務諸表等】	34
2 【中間財務諸表等】	75
第6 【提出会社の参考情報】	92
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	93

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月16日

【中間会計期間】 第81期中(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部主計室長 瀧 村 秀 行

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結会計期間	平成20年度
		(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
連結経常収益	百万円	119,553	122,294
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△1,838	△6,036
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△1,900	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	△3,719
連結純資産額	百万円	837,286	685,116
連結総資産額	百万円	11,739,059	10,913,262
1株当たり純資産額	円	129.84	128.89
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	△0.87	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	△1.70
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—
自己資本比率	%	7.10	6.24
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.02	8.91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	425,052	147,281
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△587,566	△95,707
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	147,739	2,293
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	68,867	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	83,641
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,373 [719]	4,220 [685]

- (注) 1. 当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成20年度は1株当たり当期純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、平成21年度中間連結会計期間は1株当たり中間純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。
7. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、平成20年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。
8. 当半期報告書は作成初年度であり、平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)以前の間接連結会計期間については、記載しておりません。
9. 平成20年度(平成20年10月1日から平成21年3月31日)より連結財務諸表を作成しているため、平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)以前の連結会計年度については、記載しておりません。

(2) 当金庫の当中間会計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第81期中	第80期
決算年月		平成21年 9 月	平成21年 3 月
経常収益	百万円	106,909	110,448
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△2,748	△6,290
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△2,469	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	△3,717
資本金	百万円	218,653	218,653
発行済株式総数	千株	2,186,531	2,186,531
純資産額	百万円	832,807	681,324
総資産額	百万円	11,707,597	10,881,977
預金残高	百万円	3,360,751	3,112,571
債券残高	百万円	6,211,227	6,405,711
貸出金残高	百万円	9,370,582	9,161,235
有価証券残高	百万円	2,154,886	1,560,935
1株当たり配当額	円	—	普通株式(政府以外分) 1.50 普通株式(政府分) 0.50
自己資本比率	%	7.11	6.26
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.02	8.92
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,062 [643]	3,907 [612]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しております。これは、株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。

5. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、第80期(平成21年3月期)は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

6. 当中間会計期間より中間財務諸表を、第80期(平成21年3月期)より財務諸表を作成しているため、第79期(平成20年9月期)以前については、記載しておりません。

なお、(参考)として、転換前の「主要な経営指標等の推移」を別途記載しています。

(参考) 転換前の「主要な経営指標等の推移」は以下のとおりです。

回次		第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月		平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成20年 9 月
経常収益	百万円	189,454	186,195	192,240	209,411	105,411
経常利益 (△は経常損失)	百万円	15,348	28,508	28,240	17,252	△4,330
当期純利益	百万円	9,281	12,840	14,269	21,878	2,867
資本金	百万円	517,265	519,765	522,765	522,765	522,420
総出資口数	千口	5,172,650	5,197,650	5,227,650	5,227,650	5,224,202
純資産額	百万円	652,835	664,707	678,641	694,852	690,073
総資産額	百万円	11,584,874	11,495,477	10,996,819	10,722,950	10,538,108
預金残高	百万円	2,390,086	2,420,083	2,539,914	2,655,067	2,722,127
債券残高	百万円	7,811,258	7,832,643	7,228,966	6,821,949	6,620,506
貸出金残高	百万円	9,588,803	9,427,601	9,355,271	9,114,977	8,932,141
有価証券残高	百万円	1,610,338	1,770,737	1,532,084	1,463,473	1,473,510
組合出資 1 口当たり 配当額	円	3.00	3.00	3.00	3.00	1.50
自己資本比率	%	—	—	6.17	6.48	6.54
単体自己資本比率 (注 4)	%	7.78	8.01	8.31	8.80	8.94
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,898 [576]	3,878 [580]	3,850 [586]	3,836 [588]	3,996 [599]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月(平成18年度)から、商工組合中央金庫法第30条の3の規定に基づく平成19年財務省・経済産業省告示第1号に定められた算式に基づき算出しております。

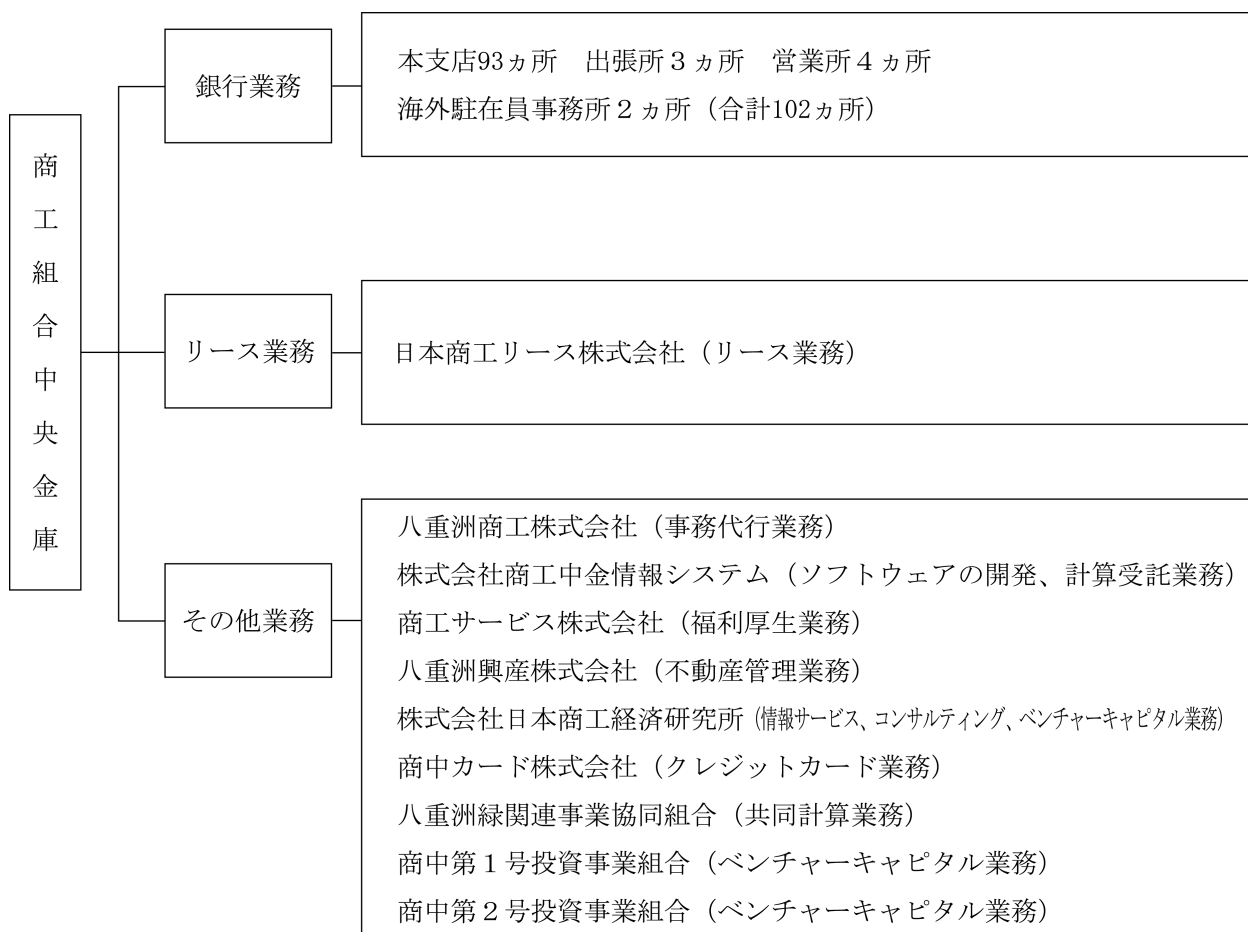
なお、平成18年3月(平成17年度)以前は、商工組合中央金庫法第30条の3の規定に基づく平成5年大蔵省・通産省告示第1号に定められた算式に基づき算出しております。

5. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、第79期(平成20年9月期)は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヵ月決算となっております。なお、転換前の「主要な経営指標等の推移」は、商工組合中央金庫法に基づいて、作成されています。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当金庫グループ（当金庫及び当金庫の子会社等）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

事業系統図は以下のとおりです。



（注）日本商工リース株式会社は、平成21年10月1日、商工中金リース株式会社へと社名変更を行っております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他業務	合計
従業員数(人)	4,062 [643]	43 [6]	268 [70]	4,373 [719]

（注）1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員729人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当金庫の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	4,062 [643]
---------	----------------

（注）1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員651人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当金庫の組合は、商工中金職員組合と称し、組合員数は3,480人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

[金融経済環境]

当中間連結会計期間のわが国経済は、前年度極めて低い水準に落ち込んだところから、緩やかな持ち直しに転じました。各国で金融・財政面の対策が行われたこともあり、輸出が中国をはじめとするアジア向けを中心に持ち直しました。個人消費や公共投資にも景気対策の効果が表れ、鉱工業生産は持ち直しました。一方、景気的水準がなお低いものに止まったため、消費者物価は低下し、雇用環境は厳しさを増して失業率は一時過去最悪の水準に上昇しました。

中小企業についても総じて厳しい状況が続きました。当金庫の「中小企業月次景況観測」によると、景況の悪化度合いはやや弱まったものの、景況判断指数の水準は依然として低く、売上高は前年対比で大幅な減少が続きました。こうした中、各種対策により資金繰りの厳しさは幾分和らぎ、倒産件数は減少の兆しがみられました。

金融面につきましては、長期金利（新発10年国債利回り）は国債の需給悪化懸念などから一時1.5%を上回る局面も見られましたが、夏場以降は概ね1.3%前後で推移しました。短期金融市場では日本銀行が引続き潤沢な資金供給を行ったものの、TIBORは信用リスクの高止まり等から政策金利との金利差が拡大した状況が続きました。

実体経済の持ち直しや金融環境の改善に連れ、日経平均株価は年度当初の8,000円台から、夏場にかけて10,000円台を回復しました。円／ドル相場は、日米金利差の縮小等に伴い1ドル=100円前後の推移から、9月には1ドル=90円前後まで円高が進みました。

[事業の経過及び成果]

当中間連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

貸出金は、危機対応業務等の推進によりセーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比2,079億円増加し、9兆3,392億円となりました。また、有価証券は、投資環境や市場動向を注視しつつ、国内債券中心に運用を行った結果、期末残高は前期末比5,939億円増加し、2兆1,517億円となりました。

預金は、流動性預金残高が増加したことなどから、期末残高は前期末比2,460億円増加し、3兆3,549億円となりました。また、債券の期末残高は前期末比1,945億円減少し、6兆2,110億円となりました。

純資産は、政府からの出資を受け危機対応準備金1,500億円を計上したことなどから、1,521億円増加し、8,372億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前期末比8,257億円増加し、11兆7,390億円となりました。自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、前期末比2.11ポイント増加し、11.02%となりました。

損益面につきましては、経常収益は、役員取引等収益の減少などの結果、前期比27億円減少し、1,195億円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用の減少などの結果、前期比69億円減少し、1,213億円となりました。

以上により、経常損失は18億円、中間純損失は19億円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、688億67百万円となりました。

当中間連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動における資金は、借入金の増加などを主因に4,250億52百万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動における資金は、有価証券の取得による支出などを主因に△5,875億66百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動における資金は、危機対応準備金への出資による収入などを主因に1,477億39百万円となりました。

（注）当半期報告書は、作成初年度であり、前年同期比は記載しておりません。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間におきまして、国内は、資金運用収支が598億69百万円、役員取引等収支が40億34百万円、特定取引収支が29億83百万円、その他業務収支が55億46百万円となりました。

海外は、資金運用収支が2億1百万円、役員取引等収支が△5百万円、その他業務収支が△9百万円となりました。

以上により、合計では、資金運用収支が600億70百万円、役員取引等収支が40億29百万円、特定取引収支が29億83百万円、その他業務収支が55億36百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	59,869	201	—	60,070
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	93,196	368	△147	93,416
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	33,327	167	△147	33,346
役員取引等収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,034	△5	—	4,029
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,651	2	—	4,654
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	616	7	—	624
特定取引収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,983	—	—	2,983
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,983	—	—	2,983
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	5,546	△9	—	5,536
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	16,852	—	—	16,852
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	11,306	9	—	11,315

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は10兆9,420億円、利回りは1.69%となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は9兆9,560億円、利回りは0.66%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は513億円、利回りは1.43%となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は520億円、利回りは0.64%となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は10兆9,550億円、利回りは1.70%となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は9兆9,697億円、利回りは0.66%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	10,942,029	93,196	1.69
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	8,976,192	83,824	1.86
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,779,949	7,911	0.88
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	61,247	56	0.18
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	25,012	15	0.12
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	31,269	18	0.11
資金調達勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	9,956,041	33,327	0.66
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,084,120	4,411	0.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	75,157	164	0.43
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,344,601	26,909	0.84
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,195	17	0.57
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	438,048	1,781	0.81

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間1,723百万円)を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	51,347	368	1.43
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	20,757	196	1.88
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	28,952	170	1.17
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,637	2	0.24
資金調達勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	52,014	167	0.64
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,469	5	0.41
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	0	0	0.50
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	11,219	14	0.25

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間726百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	10,993,377	△38,324	10,955,052	93,564	△147	93,416	1.70
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	8,996,950	—	8,996,950	84,020	—	84,020	1.86
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,808,901	—	1,808,901	8,081	—	8,081	0.89
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	61,247	—	61,247	56	—	56	0.18
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	25,012	—	25,012	15	—	15	0.12
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	32,907	—	32,907	20	—	20	0.12
資金調達勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	10,008,056	△38,324	9,969,731	33,494	△147	33,346	0.66
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,086,590	—	3,086,590	4,416	—	4,416	0.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	75,157	—	75,157	164	—	164	0.43
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,344,601	—	6,344,601	26,909	—	26,909	0.84
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,196	—	6,196	17	—	17	0.57
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受人担保金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	449,268	—	449,268	1,795	—	1,795	0.79

(注) 1. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間2,449百万円)を控除して表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は46億51百万円となりました。また、役務取引等費用は6億16百万円となりました。

海外の役務取引等収益は2百万円、役務取引等費用は7百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は46億54百万円、役務取引等費用は6億24百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,651	2	—	4,654
うち債券・預金・貸出業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,773	—	—	1,773
うち為替業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	758	0	—	758
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	360	—	—	360
うち代理業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	619	—	—	619
うち保証業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	954	2	—	957
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
役務取引等費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	616	7	—	624
うち為替業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	167	7	—	175

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は、29億83百万円となりました。

なお、国内の特定取引費用、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,983	—	—	2,983
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1	—	—	1
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	5	—	—	5
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,976	—	—	2,976
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

国内の特定取引資産は、321億53百万円となりました。また、特定取引負債は266億35百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	32,153	—	—	32,153
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	111	—	—	111
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	32,042	—	—	32,042
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	26,635	—	—	26,635
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	26,635	—	—	26,635
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,352,382	2,592	—	3,354,975
うち流動性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,441,657	151	—	1,441,808
うち定期性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,834,689	2,441	—	1,837,130
うちその他	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	76,036	—	—	76,036
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	43,670	—	—	43,670
総合計	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,396,052	2,592	—	3,398,645

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
3. ①流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金
②定期性預金＝定期預金
4. 「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しております。

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
割引商工債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	801,430	—	—	801,430
利付商工債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	5,409,657	—	—	5,409,657
合計	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,211,087	—	—	6,211,087

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
3. 「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しております。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,318,152	100.00
製造業	3,326,904	35.70
農業・林業	14,471	0.16
漁業	3,837	0.04
鉱業・採石業・砂利採取業	11,811	0.13
建設業	232,841	2.50
電気・ガス・熱供給・水道業	24,547	0.26
運輸通信業・郵便業	1,141,308	12.25
卸売・小売業	2,791,960	29.96
金融・保険業	96,986	1.04
不動産業	509,413	5.47
各種サービス業	1,151,772	12.36
地方公共団体	438	0.00
その他	11,856	0.13
海外及び特別国際金融取引勘定分	21,124	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	21,124	100.00
合計	9,339,276	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成21年9月30日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,613,756	—	—	1,613,756
地方債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	71,097	—	—	71,097
社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	417,347	—	—	417,347
株式	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	24,475	—	—	24,475
その他の証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,036	24,008	—	25,045
合計	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,127,713	24,008	—	2,151,721

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当金庫の海外店であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当金庫の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	当中間会計期間 (百万円)
業務粗利益	71,110
経費(除く臨時処理分)	(△) 37,193
人件費	(△) 21,458
物件費	(△) 14,125
税金	(△) 1,609
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	33,917
一般貸倒引当金繰入額	(△) 2,374
業務純益	31,543
うち債券関係損益	3,849
臨時損益	△34,291
株式関係損益	△430
不良債権処理損失	(△) 32,748
貸出金償却	(△) 474
個別貸倒引当金繰入額	(△) 31,142
その他の債権売却損等	(△) 1,130
その他の臨時損益	△1,113
経常利益(△は経常損失)	△2,748
特別損益	74
うち固定資産処分損益	△30
税引前中間純利益(△は税引前中間純損失)	△2,674
法人税、住民税及び事業税	(△) 5
法人税等調整額	(△) △210
法人税等合計	(△) △204
中間純利益(△は中間純損失)	△2,469

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	当中間会計期間 (%)
(1) 資金運用利回 ①	1.69
(イ)貸出金利回	1.86
(ロ)有価証券利回	0.87
(2) 資金調達原価 ②	1.39
(イ)預金等利回	0.66
(ロ)外部負債利回	0.78
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.29

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	当中間会計期間 (%)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.93
業務純益ベース	8.31
中間純利益ベース	△0.65

4 預金・債券・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	当中間会計期間 (百万円)
預金(末残)	3,360,751
預金(平残)	3,090,492
債券(末残)	6,211,227
債券(平残)	6,344,728
貸出金(末残)	9,370,582
貸出金(平残)	9,027,721

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	当中間会計期間 (百万円)
個人	849,618
法人等	2,508,540
合計	3,358,158

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	当中間会計期間 (百万円)
消費者ローン残高	—
住宅ローン残高	—
その他ローン残高	—

(4) 中小企業等貸出金

		当中間会計期間
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	7,896,029
総貸出金残高 ②	百万円	9,349,458
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	84.45
中小企業等貸出先件数 ③	件	65,946
総貸出先件数 ④	件	68,118
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	%	96.81

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合、及び資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	19	117
信用状	849	6,941
保証	1,317	63,521
計	2,185	70,580

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しています。なお、当金庫はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年9月30日
		金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	危機対応準備金	150,000
	特別準備金	400,811
	資本剰余金	0
	利益剰余金	62,056
	自己株式(△)	953
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	365
	計 (A)	830,201
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,927
	一般貸倒引当金	66,967
	負債性資本調達手段等	49,793
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000
計	118,687	
うち自己資本への算入額 (B)	118,687	
控除項目	控除項目(注4) (C)	2,075
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	946,813

項目		平成21年9月30日
		金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,138,841
	オフ・バランス取引等項目	187,116
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,325,958
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	263,899
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	21,111
	計((E)+(F)) (H)	8,589,858
連結自己資本比率(国際統一基準)=D/H×100(%)		11.02
(参考)Tier 1 比率=A/H×100(%)		9.66

- (注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第6条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第6条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年9月30日
		金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	危機対応準備金	150,000
	特別準備金	400,811
	資本準備金	—
	その他資本剰余金	0
	利益準備金	14,314
	その他利益剰余金	47,101
	その他	—
	自己株式(△)	953
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	計 (A)	829,927
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,892
	一般貸倒引当金	66,217
	負債性資本調達手段等	46,000
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000
	計	114,109
うち自己資本への算入額 (B)	114,109	
控除項目	控除項目(注4) (C)	106
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	943,930

項目		平成21年9月30日
		金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,109,430
	オフ・バランス取引等項目	186,926
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,558,575
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	262,218
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	20,977
	計((E)+(F)) (H)	8,558,575
単体自己資本比率(国際統一基準) = D/H × 100 (%)		11.02
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		9.69

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当金庫の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日
	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,966
危険債権	1,299
要管理債権	104
正常債権	93,674

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間は、中小企業を巡る金融経済環境が引続き厳しい中、当金庫はセーフティネット機能の発揮を最重要事項とし、法定された指定金融機関として危機対応業務を主体にその機能の発揮に全力をあげて取り組みました。平成21年5月には当金庫の危機対応業務の事業規模が3兆円追加され、4.2兆円と大幅に拡充されるとともに、6月には、必要な財務基盤の確保を目的とした危機対応準備金の創設、政府保有株式を全て処分する期限の延期等を内容とする株式会社商工組合中央金庫法の改正が行われ、これを受け7月には危機対応準備金として1,500億円の資本増強が行われました。

当金庫としましては、求められる役割の大きさを充分認識し、国や中小企業の皆さまの厚い期待にしっかりと応えるべく、引続き、『セーフティネット機能の発揮』を最重要事項とし、危機対応業務を中心にその機能発揮に万全を期して取り組んでまいります。

また、資金面の支援に留まることなく、お取引先が抱える経営課題の解決に向け、当金庫グループの総合金融機能を発揮し、質の高いソリューションを提供する等、全力でサポートしてまいります。

さらに、経営改善が必要なお取引先に対しては経営改善計画の策定や実行の支援をこれまで以上に強化するほか、DDSやDES等多様な金融手法を活用した再生支援にも積極的に取り組んでまいります。

加えて、引続きお取引先中小企業の皆さまに安定した資金供給を果たしていくため、個人・法人預金を主体に調達基盤拡充に向けた取組みを一層強化していくとともに、限られた経営資源を最大限有効に活用する観点から、業務の効率化、経費の削減など経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、使命である中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上に貢献するとともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローは以下のとおりであります。

1 経営成績の分析

経常収益は、役務取引等収益の減少などの結果、前期比27億円減少し、1,195億円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用の減少などの結果、前期比69億円減少し、1,213億円となりました。

以上により、経常損失は18億円、中間純損失は19億円となりました。

2 財政状態の分析

貸出金は、危機対応業務等の推進によりセーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比2,079億円増加し、9兆3,392億円となりました。また、有価証券は、投資環境や市場動向を注視しつつ、国内債券を中心に運用を行った結果、期末残高は前期末比5,939億円増加し、2兆1,517億円となりました。

預金は、流動性預金残高が増加したことなどから、期末残高は前期末比2,460億円増加し、3兆3,549億円となりました。また、債券の期末残高は前期末比1,945億円減少し、6兆2,110億円となりました。

純資産は、政府からの出資を受け危機対応準備金1,500億円を計上したことなどから、1,521億円増加し、8,372億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前期末比8,257億円増加し、11兆7,390億円となりました。自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、前期末比2.11ポイント増加し、11.02%となりました。

3 キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況」中、「1 事業等の概要」の「キャッシュ・フロー」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
危機対応準備金株式	10
計	4,000,000,010

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年12月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,186,531,448	2,186,531,448	—	単元株式数は、1,000株であります。
計	2,186,531,448	2,186,531,448	—	—

(注) 危機対応業務の円滑な実施を目的とし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2の規定に基づき、当金庫定款に危機対応準備金株式を発行することができる旨規定しておりますが、平成21年8月19日に実施いたしました危機対応準備金株式の取得及び消却により、中間会計期間末現在及びこの半期報告書提出日現在、発行済の危機対応準備金株式はありません。

なお、当金庫定款に規定している危機対応準備金株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

危機対応準備金を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

(2) 配当金

危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

上記のほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(4) 取得条項

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(5) 単元株式数

単元株式数は、1株とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月14日 (注) 1	0	2,186,531	—	218,653,144	—	—
平成21年8月19日 (注) 2	△0	2,186,531	—	218,653,144	—	—

- (注) 1. 平成21年7月14日、危機対応準備金株式1株の政府に対する第三者割当て（発行価格1,500億円の有償割当て）を実施しましたが、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金1,500億円を計上しているため、資本金増減額及び資本準備金増減額はありません。
2. 平成21年8月19日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、危機対応準備金株式1株が減少いたしました。

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1,016,000	46.46
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目9番13号	5,300	0.24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4,640	0.21
大阪府医師協同組合	大阪府大阪市中央区上本町西三丁目1番5号	4,409	0.20
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	4,303	0.19
東京カメラ流通協同組合	東京都豊島区高田三丁目23番23号	3,633	0.16
協同組合広島総合卸センター	広島県広島市西区商工センター一丁目14番1号	3,150	0.14
日本絹人繊維物工業組合連合会	東京都千代田区九段北一丁目15番12号	3,110	0.14
東京木材問屋協同組合	東京都江東区深川二丁目5番11号	3,084	0.14
宮城県商工振興協同組合	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目14番2号	3,024	0.13
計	—	1,050,655	48.05

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式9,506千株(発行済株式総数に対する割合:0.43%)があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 9,506,000	—	—
完全議決権株式(その他)	2,173,264,000	2,173,179	—
単元未満株式	3,761,448	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	2,186,531,448	—	—
総株主の議決権	—	2,173,179	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第6条第3項の規定により、議決権を行使することができない株主名義の株式85,000株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数85個は含まれておりません。
2. 「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式125株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	9,506,000	—	9,506,000	0.43
計	—	9,506,000	—	9,506,000	0.43

2 【株価の推移】

当金庫の株式は非上場・非登録につき、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 統合リスク管理部長	田中 千洋	平成21年7月14日

第5 【経理の状況】

株式会社商工組合中央金庫法に基づき、転換前の商工組合中央金庫が平成20年10月1日に転換により株式会社商工組合中央金庫となりました。このため、前連結会計年度及び前事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

当半期報告書は、作成初年度であり、転換後の当中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び当中間会計期間の中間財務諸表のみ記載し、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

- 1 当金庫の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）に準拠しております。
- 2 当金庫の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）に準拠しております。
- 3 当金庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	77,336	93,068
コールローン及び買入手形	39,401	4,205
買入金銭債権	30,918	31,268
特定取引資産	32,153	19,393
有価証券	※1, ※7, ※11 2,151,721	※1, ※7, ※11 1,557,761
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,339,276	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,131,334
外国為替	※6 7,816	※6 7,006
その他資産	※7 105,145	※7 96,123
有形固定資産	※9 44,124	※9 45,075
無形固定資産	7,200	6,757
繰延税金資産	79,658	83,697
支払承諾見返	70,769	74,290
貸倒引当金	△246,463	△236,721
資産の部合計	11,739,059	10,913,262
負債の部		
預金	※7 3,354,975	※7 3,108,947
譲渡性預金	43,670	49,760
債券	6,211,087	6,405,591
コールマネー及び売渡手形	—	4,207
特定取引負債	26,635	13,771
借入金	※7, ※10 909,666	※7, ※10 274,506
外国為替	84	28
その他負債	※7 255,455	※7 267,646
賞与引当金	4,551	4,578
退職給付引当金	20,202	20,342
役員退職慰労引当金	55	58
睡眠債券払戻損失引当金	3,860	3,471
その他の引当金	72	77
繰延税金負債	62	62
負ののれん	626	804
支払承諾	70,769	74,290
負債の部合計	10,901,773	10,228,145

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	150,000	—
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
利益剰余金	62,056	66,206
自己株式	△953	△945
株主資本合計	830,566	684,725
その他有価証券評価差額金	2,593	△3,735
繰延ヘッジ損益	333	429
評価・換算差額等合計	2,926	△3,306
少数株主持分	3,793	3,697
純資産の部合計	837,286	685,116
負債及び純資産の部合計	11,739,059	10,913,262

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	119,553	122,294
資金運用収益	93,416	93,211
(うち貸出金利息)	84,020	83,849
(うち有価証券利息配当金)	8,081	7,751
役務取引等収益	4,654	5,402
特定取引収益	2,983	2,425
その他業務収益	16,852	16,847
その他経常収益	1,646	4,406
経常費用	121,392	128,331
資金調達費用	33,346	34,803
(うち預金利息)	4,416	4,363
(うち債券利息)	26,909	29,149
役務取引等費用	624	362
特定取引費用	—	2
その他業務費用	11,315	11,413
営業経費	39,220	39,781
その他経常費用	※1 36,884	41,968
経常損失(△)	△1,838	△6,036
特別利益	104	58
固定資産処分益	0	—
償却債権取立益	104	58
特別損失	34	97
固定資産処分損	31	94
その他の特別損失	2	3
税金等調整前中間純損失(△)	△1,767	△6,075
法人税、住民税及び事業税	270	251
法人税等調整額	△137	△2,588
法人税等合計	132	△2,336
少数株主損失(△)	—	△19
中間純損失(△)	△1,900	△3,719

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	218,653	522,420
当中間期変動額		
資本金から特別準備金への振替	—	△303,767
当中間期変動額合計	—	△303,767
当中間期末残高	218,653	218,653
危機対応準備金		
前期末残高	—	—
当中間期変動額		
危機対応準備金への出資	150,000	—
当中間期変動額合計	150,000	—
当中間期末残高	150,000	—
特別準備金		
前期末残高	400,811	—
当中間期変動額		
資本金から特別準備金への振替	—	303,767
利益剰余金から特別準備金への振替	—	97,043
当中間期変動額合計	—	400,811
当中間期末残高	400,811	400,811
資本剰余金		
前期末残高	0	—
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	△0	—
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
利益剰余金		
前期末残高	66,206	168,730
当中間期変動額		
利益剰余金から特別準備金への振替	—	△97,043
剰余金の配当	△2,249	△1,760
中間純損失(△)	△1,900	△3,719
当中間期変動額合計	△4,150	△102,524
当中間期末残高	62,056	66,206

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
自己株式		
前期末残高	△945	—
当中間期変動額		
自己株式の取得	△8	△945
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	0	—
当中間期変動額合計	△8	△945
当中間期末残高	△953	△945
株主資本合計		
前期末残高	684,725	691,150
当中間期変動額		
資本金から特別準備金への振替	—	—
利益剰余金から特別準備金への振替	—	—
危機対応準備金への出資	150,000	—
剰余金の配当	△2,249	△1,760
中間純損失(△)	△1,900	△3,719
自己株式の取得	△8	△945
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
当中間期変動額合計	145,841	△6,425
当中間期末残高	830,566	684,725
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△3,735	△1,530
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,328	△2,205
当中間期変動額合計	6,328	△2,205
当中間期末残高	2,593	△3,735
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	429	525
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△96	△96
当中間期変動額合計	△96	△96
当中間期末残高	333	429

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△3,306	△1,004
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,232	△2,301
当中間期変動額合計	6,232	△2,301
当中間期末残高	2,926	△3,306
少数株主持分		
前期末残高	3,697	7,153
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	95	△3,455
当中間期変動額合計	95	△3,455
当中間期末残高	3,793	3,697
純資産合計		
前期末残高	685,116	697,299
当中間期変動額		
危機対応準備金への出資	150,000	—
剰余金の配当	△2,249	△1,760
中間純損失（△）	△1,900	△3,719
自己株式の取得	△8	△945
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,327	△5,757
当中間期変動額合計	152,169	△12,182
当中間期末残高	837,286	685,116

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 (△)	△1,767	△6,075
減価償却費	2,422	2,485
負ののれん償却額	△79	△89
貸倒引当金の増減 (△)	9,741	3,546
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△27	△76
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△139	△123
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△3	24
睡眠債券払戻損失引当金の増減 (△)	389	△207
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△5	7
資金運用収益	△93,416	△93,211
資金調達費用	33,346	34,803
有価証券関係損益 (△)	△3,180	△3,589
為替差損益 (△は益)	△165	△226
固定資産処分損益 (△は益)	31	94
特定取引資産の純増 (△) 減	△12,760	△7,431
特定取引負債の純増減 (△)	12,863	6,846
貸出金の純増 (△) 減	△207,942	△224,976
預金の純増減 (△)	246,027	391,216
譲渡性預金の純増減 (△)	△6,090	44,995
債券の純増減 (△)	△194,504	△214,825
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	635,159	171,930
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	957	30,465
コールローン等の純増 (△) 減	△34,846	3,926
コールマネー等の純増減 (△)	△4,207	△31,034
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	—	△4,298
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△809	1,009
外国為替 (負債) の純増減 (△)	55	△175
資金運用による収入	94,765	96,649
資金調達による支出	△33,361	△33,461
その他	△16,661	△19,960
小計	425,791	148,237
法人税等の支払額	△738	△956
営業活動によるキャッシュ・フロー	425,052	147,281

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△3,902,294	△1,466,063
有価証券の売却による収入	766,480	533,011
有価証券の償還による収入	2,550,182	840,411
有形固定資産の取得による支出	△432	△1,481
無形固定資産の取得による支出	△1,502	△1,363
有形固定資産の売却による収入	0	0
子会社株式の取得による支出	—	△221
投資活動によるキャッシュ・フロー	△587,566	△95,707
財務活動によるキャッシュ・フロー		
危機対応準備金への出資による収入	150,000	—
劣後特約付借入れによる収入	—	5,000
配当金の支払額	△2,249	△1,760
少数株主への配当金の支払額	△2	—
自己株式の取得による支出	△8	△945
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	147,739	2,293
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△14,774	53,867
現金及び現金同等物の期首残高	83,641	29,773
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 68,867	※1 83,641

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 八重洲商工株式会社 株式会社商工中金情報システム 商工サービス株式会社 八重洲興産株式会社 株式会社日本商工経済研究所 日本商工リース株式会社 商中カード株式会社</p> <p>なお、日本商工リース株式会社は、平成21年10月1日付で会社名を商工中金リース株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 7社
4 開示対象特別目的会社に関する事項	(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。 (2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。	(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。 (2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月 31日)</p>
<p>5 会計処理基準に関する事項</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月 31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～60年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～65年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準 睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券払戻損失引当金として計上しております。</p> <p>(10) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。</p> <p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 為替変動リスク・ヘッジ 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(10) その他の引当金の計上基準 同左</p> <p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(ロ) 連結会社間取引等</p> <p>同左</p> <p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(特別準備金)</p> <p>平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。</p> <p>なお、特別準備金は次の性格を有しております。</p> <p>(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されません。</p> <p>(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。</p> <p>(3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。</p> <p>(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。</p>	<p>(1) 平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。</p> <p>これにより、資本金が303,767百万円、利益剰余金が97,043百万円減少し、特別準備金が400,811百万円増加しております。</p> <p>なお、特別準備金は、株式会社商工組合中央金庫法により設けられたもので、次の性格を有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されません。 ・欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。 ・自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。 ・仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(危機対応準備金)</p> <p>株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。</p> <p>なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。</p> <p>(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。</p> <p>(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。</p> <p>(3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部または一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。</p> <p>(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。</p>	<p>(2) 「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律」(以下改正法という。)が、平成21年6月12日に、第171回国会において、成立しております。</p> <p>① (危機対応準備金)</p> <p>改正後の株式会社商工組合中央金庫法において、危機対応準備金は、次の性格を有しています。なお、平成21年度補正予算において、危機対応準備金に出資するため、150,000百万円が計上されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の額の計算においては、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・欠損のてん補を行う場合、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。 ・危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。 ・仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>② (株式会社商工組合中央金庫法附則の改正) 改正法による、株式会社商工組合中央金庫法附則の改正の主な内容は、以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2により、平成23年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、危機対応準備金として、政府の出資を受け入れることができるとされています。 ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第2条により、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を全て処分する期限は、平成24年4月1日から起算して、おおむね5年後から7年後を目途とされています。 <p>③ (改正法附則第三条) 改正法附則第三条には、以下の内容が記載されています。</p> <p>第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫(以下「商工組合中央金庫」という。)に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金1,036百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は139,106百万円、延滞債権額は181,646百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,404百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は331,160百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は298,617百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金1,270百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は136,007百万円、延滞債権額は196,906百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,083百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は338,001百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は403,019百万円であります。</p>

当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																				
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">171,071百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">401百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">6,102百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">5,462百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他負債</td> <td style="text-align: right;">213百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券174,266百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,262百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、762,007百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が720,956百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 85,259百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は239,978百万円であります。</p>	有価証券	171,071百万円	その他資産	401百万円	預金	6,102百万円	借入金	5,462百万円	その他負債	213百万円	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">238,298百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">695百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">6,279百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">115,784百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他負債</td> <td style="text-align: right;">199百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券175,486百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,306百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、753,102百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が714,120百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 88,199百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は250,014百万円であります。</p>	有価証券	238,298百万円	その他資産	695百万円	預金	6,279百万円	借入金	115,784百万円	その他負債	199百万円
有価証券	171,071百万円																				
その他資産	401百万円																				
預金	6,102百万円																				
借入金	5,462百万円																				
その他負債	213百万円																				
有価証券	238,298百万円																				
その他資産	695百万円																				
預金	6,279百万円																				
借入金	115,784百万円																				
その他負債	199百万円																				

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却475百万円、貸倒引当金繰入額33,700百万円、株式等償却475百万円を含んでおります。</p>	—————

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
種類株式	—	0	0	—	(注1)
合計	2,186,531	0	0	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,441	66	1	9,506	(注2)
種類株式	—	0	0	—	(注3)
合計	9,441	66	1	9,506	

(注) 1. 発行済株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を発行し、自己株式として取得後、消却したものであります。

2. 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

3. 自己株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を取得し、消却したものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	508	0.5(注)	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	普通株式 (政府以外分)	1,741	1.5		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数(注1)	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,224,202	—	3,037,671	2,186,531	(注2)
合計	5,224,202	—	3,037,671	2,186,531	
自己株式					
普通株式	—	9,449	8	9,441	(注3)
合計	—	9,449	8	9,441	

(注) 1. 前連結会計年度末の株式数(千株)は出資口数(千口)と読み替えます。

2. 転換前の政府の出資(4,053,671千口)から特別準備金となるものを除いた出資(1,016,000千口)の1口に対して、転換後の法人の株式1株を割り当てました。

3. 増加は、子会社からの自己株式の買取に伴い9,385千株を取得したもの及び単元未満株式の買取請求による64千株を取得したものであります。減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	出資の種類	配当金の総額 (百万円)	1口当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年12月16日 株主総会	普通出資 (組合分)	1,760	1.5	平成20年9月29日	平成20年12月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	508	利益剰余金	0.5(注1)	平成21年3月31日	平成21年6月23日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	1,741		1.5		

(注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 77,336 日本銀行預け金を除く預け金 <u>△8,469</u> 現金及び現金同等物 <u>68,867</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 93,068 日本銀行預け金を除く預け金 <u>△9,427</u> 現金及び現金同等物 <u>83,641</u>

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、電子計算機であります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引該当ありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引同左
2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 310百万円 1年超 231百万円 合計 541百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 311百万円 1年超 278百万円 合計 589百万円

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	144,962	146,359	1,396
社債	7,841	7,914	73
合計	152,803	154,273	1,470

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	14,560	15,973	1,412
債券	1,703,314	1,708,108	4,793
国債	1,466,448	1,468,793	2,345
地方債	70,423	71,097	673
社債	166,443	168,217	1,774
その他	25,932	24,008	△1,923
合計	1,743,807	1,748,090	4,282

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、0百万円(うち、株式0百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	8,501
債券	241,288
その他の証券	19,769

II 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	129	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	177,478	178,898	1,419	1,419	—
社債	7,849	7,890	41	41	—
合計	185,327	186,788	1,460	1,460	—

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	14,295	13,317	△977	2,485	3,462
債券	1,066,817	1,068,498	1,681	2,541	859
国債	777,121	777,277	155	881	725
地方債	74,624	75,014	390	418	28
社債	215,070	216,206	1,135	1,241	106
その他	36,047	29,055	△6,992	80	7,072
合計	1,117,160	1,110,872	△6,287	5,106	11,394

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は、596百万円(うち、株式596百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	532,997	4,877	566

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	8,498
債券	251,792
その他の証券	20,599

7 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	277,170	809,654	418,794	—
国債	231,037	310,750	412,968	—
地方債	1,782	73,232	—	—
社債	44,351	425,671	5,826	—
その他	25,897	6,670	15,847	—
合計	303,068	816,324	434,641	—

(金銭の信託関係)

I 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,282
その他有価証券	4,282
(△)繰延税金負債	△1,689
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,593
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	2,593

II 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△6,287
その他有価証券	△6,287
(+)繰延税金資産	2,552
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△3,735
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△3,735

(デリバティブ取引関係)

I 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	5,385,055	3,369	3,369
	金利オプション	—	—	—
	その他	2,510	△2	27
	合計	—	3,366	3,396

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,320,583	2,037	2,037
	為替予約	31,666	133	133
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	2,171	2,171

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(7) その他取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引	307	8	—
	合計	—	8	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当金庫及び連結子会社が取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・債券に係る先物取引・スワップ取引・オプション取引等の各種のデリバティブ取引及び地震デリバティブ取引があります。

(2) 利用目的及び取組方針

当金庫及び連結子会社では、運用調達に付随して発生する市場リスクのヘッジ目的の他、お取引先のヘッジ・ニーズへの対応や、積極的な収益確保を目的としてデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ目的の取引のうち金利リスクヘッジにつきましては、貸出金・債券等をヘッジ対象、金利スワップ取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する金利リスクの軽減をヘッジ方針としております。なお、ヘッジ会計の方法は金利スワップの特例を適用しております。

ヘッジ目的の取引のうち為替リスクヘッジにつきましては、外貨建金銭債権をヘッジ対象、為替スワップ取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する為替リスクの軽減をヘッジ方針としております。ヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に定められた要件に従い、ヘッジ手段である為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

お取引先のヘッジ・ニーズへの対応や、積極的な収益確保を目的とした取引は、主としてトレーディング業務として取り組み、市場の動向によって大きな損失を被るリスクがあることから、厳格な管理体制の下、損失やポジション等に限度枠を設けて取組む方針としております。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスク等があります。

市場リスクとは、金利や為替等の市場価格の変動により、その市場価値が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引相手方の契約不履行により生じるリスクであります。

(4) リスク管理体制

リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスク管理規定を制定の上、限度額を設定する等により管理を行っております。

信用リスクについては、お取引先との取引については貸出に伴うリスクと一体で管理を行っております。金融機関などを相手方とする取引については相手先別、国別にクレジットラインを設定し、その範囲内で執行・管理を行っております。

市場リスクについては、リスクの種類や業務毎にリスクリミット、ポジション枠、損失限度を設定して管理を行っております。また、デリバティブ取引の評価損益などは統合リスク管理部でモニタリングを行い、経営陣に定期的な報告を行っております。

連結子会社における市場リスクについても、リスク量に上限目安を設定し、統合リスク管理部において定期的にリスク量を確認し、経営陣に報告を行っております。

また、市場業務部門を、約定を行うフロントオフィスと勘定処理や照合等を行うバックオフィスに分離し、リスク管理担当部門としてミドルオフィス(統合リスク管理部)を設置することにより、牽制機能を確保しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,175,677	1,439,783	16,613	16,613
	受取変動・支払固定	1,872,434	1,237,863	△13,344	△13,344
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	2,855	2,745	△5	31
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	3,263	3,300

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,103,977	1,024,256	2,136	2,136
	為替予約				
	売建	19,687	63	△349	△349
	買建	20,086	49	399	399
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	2,186	2,186

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(7) その他(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	307	307	10	—
	合計	—	—	10	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

II 前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	106,713	12,035	803	119,553	—	119,553
(2) セグメント間の内部 経常収益	196	485	2,742	3,423	(3,423)	—
計	106,909	12,521	3,546	122,977	(3,423)	119,553
経常費用	109,658	11,712	3,425	124,797	(3,405)	121,392
経常利益 (△は経常損失)	△2,748	808	120	△1,819	(18)	△1,838

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務……………銀行業
- (2) リース業務……………リース業
- (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	110,238	11,257	798	122,294	—	122,294
(2) セグメント間の内部 経常収益	210	506	2,853	3,570	(3,570)	—
計	110,448	11,763	3,651	125,864	(3,570)	122,294
経常費用	116,805	11,490	3,618	131,915	(3,583)	128,331
経常利益 (△は経常損失)	△6,356	273	33	△6,050	13	△6,036

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務……………銀行業
- (2) リース業務……………リース業
- (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	129.84	128.89
1株当たり中間(当期)純利益金額 (△は1株当たり中間(当期)純損失金額)	円	△0.87	△1.70
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	—	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	837,286	685,116
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	554,604	404,508
(うち危機対応準備金)	百万円	150,000	—
(うち特別準備金)	百万円	400,811	400,811
(うち少数株主持分)	百万円	3,793	3,697
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	282,681	280,608
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数	千株	2,177,025	2,177,090

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金、特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額(又は1株当たり中間(当期)純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額 (1株当たり中間(当期)純損失金額)			
中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)	百万円	△1,900	△3,719
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (△は普通株式に係る中間(当期)純損失)	百万円	△1,900	△3,719
普通株式の期中平均株式数	千株	2,177,055	2,178,619

3. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、当中間連結会計期間(前連結会計年度)は純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

I 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

II 前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	77,291	93,013
コールローン	39,401	4,205
買入金銭債権	31,220	31,752
特定取引資産	32,153	19,393
有価証券	※1, ※7, ※11 2,154,886	※1, ※7, ※11 1,560,935
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,370,582	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,161,235
外国為替	※6 7,816	※6 7,006
その他資産	※7 40,021	※7 32,300
有形固定資産	※9 42,761	※9 43,737
無形固定資産	7,270	6,816
繰延税金資産	78,554	82,505
支払承諾見返	70,580	74,089
貸倒引当金	△244,942	△235,015
資産の部合計	11,707,597	10,881,977
負債の部		
預金	※7 3,360,751	※7 3,112,571
譲渡性預金	43,670	49,760
債券	6,211,227	6,405,711
コールマネー	—	4,207
特定取引負債	26,635	13,771
借入金	※7, ※10 883,161	※7, ※10 249,862
外国為替	84	28
その他負債	250,737	262,919
未払法人税等	432	508
リース債務	1,729	2,302
未払債券元金	196,241	208,937
その他の負債	52,333	51,170
賞与引当金	4,330	4,370
退職給付引当金	19,726	19,873
役員退職慰労引当金	26	15
睡眠債券払戻損失引当金	3,860	3,471
支払承諾	70,580	74,089
負債の部合計	10,874,789	10,200,652

(単位：百万円)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	150,000	—
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	61,416	66,135
利益準備金	14,314	13,865
その他利益剰余金	47,101	52,270
特別積立金	49,570	51,470
繰越利益剰余金	△2,469	799
自己株式	△953	△945
株主資本合計	829,927	684,654
その他有価証券評価差額金	2,547	△3,759
繰延ヘッジ損益	333	429
評価・換算差額等合計	2,880	△3,329
純資産の部合計	832,807	681,324
負債及び純資産の部合計	11,707,597	10,881,977

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月 30 日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 3 月 31 日)
経常収益	106,909	110,448
資金運用収益	93,508	93,302
(うち貸出金利息)	84,118	83,950
(うち有価証券利息配当金)	8,076	7,746
役務取引等収益	4,474	5,221
特定取引収益	2,983	2,425
その他業務収益	4,369	5,153
その他経常収益	1,573	4,345
経常費用	109,658	116,739
資金調達費用	33,212	34,637
(うち預金利息)	4,418	4,366
(うち債券利息)	26,910	29,149
役務取引等費用	611	350
特定取引費用	—	2
その他業務費用	401	962
営業経費	※1 38,768	39,220
その他経常費用	※2 36,665	41,566
経常損失(△)	△2,748	△6,290
特別利益	104	413
特別損失	30	93
税引前中間純損失(△)	△2,674	△5,969
法人税、住民税及び事業税	5	137
法人税等調整額	△210	△2,390
法人税等合計	△204	△2,252
中間純損失(△)	△2,469	△3,717

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	218,653	522,420
当中間期変動額		
資本金から特別準備金への振替	—	△303,767
当中間期変動額合計	—	△303,767
当中間期末残高	218,653	218,653
危機対応準備金		
前期末残高	—	—
当中間期変動額		
危機対応準備金への出資	150,000	—
当中間期変動額合計	150,000	—
当中間期末残高	150,000	—
特別準備金		
前期末残高	400,811	—
当中間期変動額		
資本金から特別準備金への振替	—	303,767
利益準備金から特別準備金への振替	—	18,845
特別積立金から特別準備金への振替	—	78,198
当中間期変動額合計	—	400,811
当中間期末残高	400,811	400,811
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	0	—
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	△0	—
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
資本剰余金合計		
前期末残高	0	—
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	△0	—
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	13,865	32,410
当中間期変動額		
利益準備金から特別準備金への振替	—	△18,845
剰余金の配当	449	300
当中間期変動額合計	449	△18,545
当中間期末残高	14,314	13,865

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月 31日)
その他利益剰余金		
特別積立金		
前期末残高	51,470	129,269
当中間期変動額		
特別積立金から特別準備金への振替	—	△78,198
特別積立金の積立	—	400
特別積立金の取崩	△1,900	—
当中間期変動額合計	△1,900	△77,798
当中間期末残高	49,570	51,470
繰越利益剰余金		
前期末残高	799	6,977
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,699	△2,060
特別積立金の積立	—	△400
特別積立金の取崩	1,900	—
中間純損失(△)	△2,469	△3,717
当中間期変動額合計	△3,268	△6,178
当中間期末残高	△2,469	799
利益剰余金合計		
前期末残高	66,135	168,657
当中間期変動額		
利益準備金から特別準備金への振替	—	△18,845
特別積立金から特別準備金への振替	—	△78,198
剰余金の配当	△2,249	△1,760
特別積立金の積立	—	—
特別積立金の取崩	—	—
中間純損失(△)	△2,469	△3,717
当中間期変動額合計	△4,719	△102,521
当中間期末残高	61,416	66,135
自己株式		
前期末残高	△945	—
当中間期変動額		
自己株式の取得	△8	△945
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	0	—
当中間期変動額合計	△8	△945
当中間期末残高	△953	△945
株主資本合計		
前期末残高	684,654	691,077
当中間期変動額		
資本金から特別準備金への振替	—	—
利益準備金から特別準備金への振替	—	—
特別積立金から特別準備金への振替	—	—
危機対応準備金への出資	150,000	—

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月 31日)
剰余金の配当	△2,249	△1,760
中間純損失 (△)	△2,469	△3,717
自己株式の取得	△8	△945
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
当中間期変動額合計	145,272	△6,423
当中間期末残高	829,927	684,654
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△3,759	△1,530
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	6,306	△2,228
当中間期変動額合計	6,306	△2,228
当中間期末残高	2,547	△3,759
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	429	525
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△96	△96
当中間期変動額合計	△96	△96
当中間期末残高	333	429
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△3,329	△1,004
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	6,210	△2,325
当中間期変動額合計	6,210	△2,325
当中間期末残高	2,880	△3,329
純資産合計		
前期末残高	681,324	690,073
当中間期変動額		
危機対応準備金への出資	150,000	—
剰余金の配当	△2,249	△1,760
中間純損失 (△)	△2,469	△3,717
自己株式の取得	△8	△945
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	6,210	△2,325
当中間期変動額合計	151,482	△8,748
当中間期末残高	832,807	681,324

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当事業年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～60年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～65年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠債券払戻損失引当金 睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券払戻損失引当金として計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠債券払戻損失引当金 同左</p>

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ロ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 内部取引等 同左</p>
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同左

【追加情報】

<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(特別準備金)</p> <p>平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。</p> <p>なお、特別準備金は次の性格を有しております。</p> <p>(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されません。</p> <p>(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。</p> <p>(3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。</p> <p>(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。</p>	<p>(1) 平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。</p> <p>これにより、資本金が303,767百万円、利益剰余金が97,043百万円減少し、特別準備金が400,811百万円増加しております。</p> <p>なお、特別準備金は、株式会社商工組合中央金庫法により設けられたもので、次の性格を有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されません。 ・欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。 ・自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。 ・仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(危機対応準備金)</p> <p>株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。</p> <p>なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。</p> <p>(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。</p> <p>(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。</p> <p>(3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部または一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。</p> <p>(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。</p>	<p>(2) 「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律」(以下改正法という。)が、平成21年6月12日に、第171回国会において、成立しております。</p> <p>① (危機対応準備金)</p> <p>改正後の株式会社商工組合中央金庫法において、危機対応準備金は、次の性格を有しています。なお、平成21年度補正予算において、危機対応準備金に出資するため、150,000百万円が計上されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の額の計算においては、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・欠損のてん補を行う場合、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。 ・危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。 ・仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
	<p>② (株式会社商工組合中央金庫法附則の改正) 改正法による、株式会社商工組合中央金庫法附則の改正の主な内容は、以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2により、平成23年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、危機対応準備金として、政府の出資を受け入れることができるとされています。 ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第2条により、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を全て処分する期限は、平成24年4月1日から起算して、おおむね5年後から7年後を目途とされています。 <p>③ (改正法附則第三条) 改正法附則第三条には、以下の内容が記載されています。</p> <p>第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫(以下「商工組合中央金庫」という。)に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,452百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は139,102百万円、延滞債権額は181,581百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,404百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は331,091百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は298,617百万円であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,670百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は136,004百万円、延滞債権額は196,854百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,083百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は337,946百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は403,019百万円であります。</p>

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">171,071百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">6,102百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">5,412百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券174,266百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,180百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、763,682百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が722,631百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 57,013百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は239,978百万円であります。</p>	有価証券	171,071百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,102百万円	借入金	5,412百万円	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">238,298百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">6,279百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">115,334百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券175,486百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,224百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、751,505百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が712,523百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 55,728百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は250,014百万円であります。</p>	有価証券	238,298百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,279百万円	借入金	115,334百万円
有価証券	171,071百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	6,102百万円																
借入金	5,412百万円																
有価証券	238,298百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	6,279百万円																
借入金	115,334百万円																

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)				
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,393百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,095百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却474百万円、貸倒引当金繰入額33,516百万円、株式等償却471百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,393百万円	無形固定資産	1,095百万円	<p>—————</p> <p>—————</p>
有形固定資産	1,393百万円				
無形固定資産	1,095百万円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	9,441	66	1	9,506	(注1)
種類株式	—	0	0	—	(注2)
合計	9,441	66	1	9,506	

(注) 1. 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 自己株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を取得し、消却したものであります。

II 前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	9,449	8	9,441	(注)
合計	—	9,449	8	9,441	

(注)増加は、子会社からの自己株式の買取に伴い9,385千株を取得したものと及び単元未満株式の買取請求による64千株を取得したものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、電子計算機であります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引該当ありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左
2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 322百万円 1年超 237百万円 合計 560百万円	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 322百万円 1年超 289百万円 合計 611百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 前事業年度末(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

I 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

II 前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第80期(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

平成21年6月24日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(危機対応準備金株式の発行)の規定に基づく

臨時報告書

平成21年6月29日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 啓 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 啓 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第81期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月16日

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲2丁目10番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座1丁目7番13号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長関哲夫は、当金庫の第81期中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。